

## ○小諸市隣保館条例

平成12年3月23日

条例第10号

小諸市隣保館条例（昭和31年小諸市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、隣保館の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（平12条例25・一部改正）

（設置）

第2条 地域福祉の向上を図るとともに、国民的課題としての人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的として、隣保館を設置する。

（名称及び位置）

第3条 隣保館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小諸市人権センター	小諸市御幸町一丁目10番11号

（平15条例24・平18条例18・平24条例17・一部改正）

（事業）

第4条 小諸市人権センター（以下「人権センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 調査研究事業
- (2) 相談事業
- (3) 地域福祉事業
- (4) 啓発及び広報活動事業
- (5) その他必要な事業

（平24条例17・一部改正）

（職員）

第5条 人権センターに、館長、指導員その他必要な職員を置く。

（平24条例17・一部改正）

（使用の許可）

第6条 人権センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 市長は、許可について必要な条件を付することができる。
- 3 第1項に規定する許可は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、これを許可しない。
  - (1) 秩序及び風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 人権センターの施設を損傷するおそれがあるとき。
  - (3) その他管理上支障があるとき。

(平24条例17・一部改正)

(目的外使用等の禁止)

第7条 前条第1項の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に係る条件を変更し、又は当該使用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
  - (2) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。
  - (3) その他管理上特に必要があるとき。
- 2 使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、市はその補償の責を負わない。

(使用料)

第9条 使用者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、別表のとおりとし、使用許可の際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、別に徴収することができる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公共又は公益のため使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料の減額又は免除をすることができる。

(使用料の還付)

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、特に理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第12条 市長は、この条例、この条例に基づく規則又は許可条件に違反する者その他

人権センターの管理上著しく支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

(平24条例17・一部改正)

(運営審議会)

第13条 人権センターの運営に関する重要事項を調査審議するため、小諸市隣保館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて審議するほか、必要に応じて意見を具申することができる。
- 3 審議会は、委員11人以内で組織し、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 審議会の組織及び運営については、別に定める。

(平24条例17・一部改正)

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、小諸市隣保館条例（昭和31年小諸市条例第22号）の規定に基づいて使用許可を受けているものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月29日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 （前略）第4条の規定による改正後的小諸市隣保館条例の規定は、平成12年6月7日から適用する。

附 則（平成15年9月1日条例第24号）

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第18号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月27日条例第17号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日条例第15号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行の日以降の使用に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

（別表）（第9条関係）

（平24条例17・令元条例15・一部改正）

1 人権センター使用料

種別	利用区分 午前8時30分から正 午まで	午後1時から午後5 時まで	午後6時から午後10 時まで
大会議室	1,500円	2,000円	2,500円
小会議室 和室	500円	800円	1,000円
調理実習室	500円	800円	1,000円

（備考）

使用者が、入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、次の割合で使用料に加算する。

（1） 1人 1,000円未満の場合 2割

（2） 1人 1,000円以上の場合 4割

2 暖房器具使用料

種別	区分	
ファンヒーター	1台1時間	100円

（備考） 1時間未満の場合は、1時間とする。